

R3. 12. 23 議会運営委員会

- 明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議案の追加提出について**
- 明神委員長 初めに、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明を願う。
- (徳重総務部長、説明)
・第22号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
- 明神委員長 何か質問はないか。
- (なし)
- 2. 意見書案の協議結果について**
- 明神委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。
意見書案は、4番が文言修正の上で、全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、3番が会派から意見書議案として提出される。
- 3. 議事手続について**
- (1) 委員会に付託してあった議案及び請願**
- 明神委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案22件及び請願4件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。
- (了承)
- ア 委員長報告に対する質疑**
- 明神委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、さよう決する。
- イ 討論**
- 明神委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。
- (異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

明神委員長 | 次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

明神委員長 | この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

明神委員長 | 次に、4ページの資料3、意見書議案についてである。

4ページの議発第1号「原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書」議案については、全会一致で提出されるものであるもので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

次に、6ページの議発第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

坂本委員 | 県民の会は、討論を行う。

明神委員長 | 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

4. 議員の辞職について

明神委員長 | 次に、議員の辞職についてである。

このことについては、意見書議案の採決の後日程に上げ議題とし、会議に諮るこ

とで御了承願う。

(了 承)

5. 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任について

明神委員長

次に、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任についてである。

このことについては、前回の議運で後任の委員を自由民主党から選任することをお決めいただいていたが、自由民主党から野町雅樹議員を新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員に選任したい旨の届け出があった。

ついでには、本日の本会議で依光議員の議員辞職が許可されたら、委員会条例第5条第1項の規定により、野町雅樹議員の選任を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、このことについては、議員の辞職を諮った後日程に追加して議題とし、会議に諮ることで御了承願う。

(了 承)

6. 議席の一部変更について

明神委員長

次に、9ページの資料4、議席の一部変更についてである。

このことについては、前回の議運で資料4のとおりとすることをお決めいただいていた。

議事手続については、本日の議事日程の最後で日程に追加して議題とし、決定後の議席の移動については、次に開催される本会議からとすること、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

7. 継続審査調査の申し出について

明神委員長

次に、10ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

明神委員長

それでは、事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

明神委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

8. 2月定例会の開催時期について

明神委員長 次に、11ページの資料6、2月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
2月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

9. 高知県都市計画審議会委員について

明神委員長 次に、高知県都市計画審議会委員についてである。
このことについては、前回の議運で後任の委員を自由民主党から推薦することを
お決めいただいていたが、自由民主党から田中徹議員を高知県都市計画審議会委員
に推薦したい旨の届け出があった。
ついで、依光議員の議員辞職が許可され、知事から後任の委員の推薦依頼があ
ったら、田中徹議員を推薦することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

10. 議員派遣に係る報告書の提出について

明神委員長 次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。
第21回都道府県議会議員研究交流大会に派遣した議員から、派遣の報告書が議長
に提出された。
その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 なお、全議員に対しては、後ほど控室へ写しを配付し、あわせて図書室にも配置
することとする。

11. その他

(1) 本会議への事務局出席者の交代

明神委員長 最後に、その他についてである。
まず、本会議への事務局出席者の交代についてである。
このことについて、事務局から報告がある。

行宗局長 本会議への事務局職員の出席については、局長、次長、議事課職員に加えて、政
策調査課長が出席議員数の確認や採決の確認のために出席している。

本日、川村政策調査課長が体調不良のため欠席している。このため、本日の本会議には代わりに濱口総務課長を出席させるので、御報告する。

明神委員長

それでは、事務局報告のとおりで御了承願う。

(了 承)

(2) 高校生フォトコンテスト

明神委員長

次に、12ページの資料7、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局から報告がある。

吉岡議事課長

高校生フォトコンテストについて御報告する。12ページの資料7を御覧願う。
第6回目となるフォトコンテストについては、議員の皆様の投票による2次審査も終了した。お忙しい中、審査に御協力いただき、ありがとうございました。事務局で開票、集計し、議長、副議長に確認、御協議いただき、議長賞、副議長賞、佳作を決定したので、結果を御報告する。

今回も多くの議員の皆様にご投票をいただいた。

その結果、議長賞は、資料には記載していないが2次審査で最も多くの票、17票を得た、高知農業高校3年の矢野美尋さんの作品名「あのね…」に決定した。農業高校からの入賞はおとし2つの作品が佳作に入っているが、議長賞は初めてである。

次に、副議長賞は13票を獲得した高知学芸高校1年の青山真矢さん、作品名「古今航空史」に決定した。高知学芸高校からの受賞者は初めてである。

次に佳作である。佳作は、まず10票を得た土佐塾高校2年池愛莉さん、作品名「ギョGYO!」、池愛莉さんは昨年度の議長賞を受賞された方である。そして、9票を得られた高知中央高校1年釣井秀斗さんの作品名「夏の思い出」、8票を得られた高知農業高校3年恒石心さんの作品名「まだまだこれから」、禰原高校1年田中セナさんの作品名「橋」、高知高等学院1年の一柳采芽さんの作品名「光輝燦然」と決定した。佳作については、要項において得票数が同数の作品は全作品を佳作とするとの規定があるので、8票で同数の3作品全てを佳作とし、全部で5点を佳作とする。

結果については、この後全議員にこの結果をお配りするとともに、ホームページに掲載し、あわせて入賞された方には学校を通じて直接御連絡することとしている。

今後、表彰式を行うが、日程については入賞された方の御都合も伺いながら、後日決定する。なお、入賞作品や表彰式の模様は、2月に発行する議会だよりに掲載する予定としている。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(な し)

明神委員長

それでは、事務局報告のとおりで 御了承願う。

(了 承)

(3) 議会中継機器の更新

明神委員長

次に、14ページの資料8、議会中継機器の更新についてである。
このことについて、事務局から説明がある。

吉岡議事課長

議会中継システムの更新について、御説明させていただく。
既に御説明したとおり、議会中継システムの機器の老朽化に伴う機器の更新作業を現在進めているところである。この作業が1月31日に完了することとなっており、2月1日から新たなシステムにより配信されることとなったので御説明させていただく。機器を入れ替えるに当たり、使用する機器類の入札を実施したところ、現在の業者とは異なる業者が落札した。機器と映像配信システムは一体のものであるので、納入業者が変更になることにより、映像配信システムもその業者のシステムへと変更になる。つまり、皆様が御覧になる中継画面が新たな配信業者が提供している中継画面に変わるということとなる。

以前御説明したが、県議会からは映像をこうした業者に提供するだけで、皆様には業者が提供している中継システムを利用して映像を御覧いただく方式となっている。中継システムは各業者が提供しているものであるため、その画面構成も業者によりばらばらである。見た目や操作方法も異なっている。

14ページ資料8の画面は、現在作成中の本県議会の議会中継のトップ画面である。この画面、今回の受託業者の基本的な画面構成となっており、4つのタイルのうちからライブ中継あるいは録画中継の選択方法を選択、クリックし中へ入っていくこととなる。この画面へのアクセスの仕方は、従来と変更なく、議会のホームページから入ることとなる。入った先の画面がこういう画面になる。このページ、見た目は大きく異なるが、基本的に現在の中継システムと機能的には変わらないものとなっている。

先ほども申したが、更新作業は来年1月31日に完了することとなっており、2月1日よりこの新たな画面へと変更になる。この議会中継は、一般の方も御覧になるものであるため、複雑な操作が必要なものとはなっていない。このため、操作方法の説明会などは予定していないが、操作で御不明の点があれば、事務局にお尋ねいただければと考えている。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

大石委員

過去の映像はどのような扱いになるのか。

吉岡議事課長

現在、過去2年分を見られるようにしており、引き続き新しい業者にデータを送ることとしているので、2月1日以降も過去2年分は見られるようにしている。

明神委員長

それでは、事務局報告のとおりで 御了承願う。

(了 承)

(4) その他

明神委員長

ほかに、その他で何かないか。

R3. 12. 23 議会運営委員会

(濱口総務課長、挙手)

明神委員長

濱口総務課長、どうぞ。

濱口総務課長

本日、予定している防災訓練については、予定どおり午後1時10分から議場にて行う。議員の皆様は御参加いただくようよろしくお願いいたします。議員の皆様には、訓練の流れについて御説明した後、実際の訓練は午後1時30分からの予定となっている。なお、議席については、一部変更することが決定しているが、氏名標等の変更もできていないので、従前のお席にお座りいただくようお願いする。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

ほかに、その他でないか。

(なし)

明神委員長

それでは、協議事項は、以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。